

料 率 地 域 の 設 定 方 法

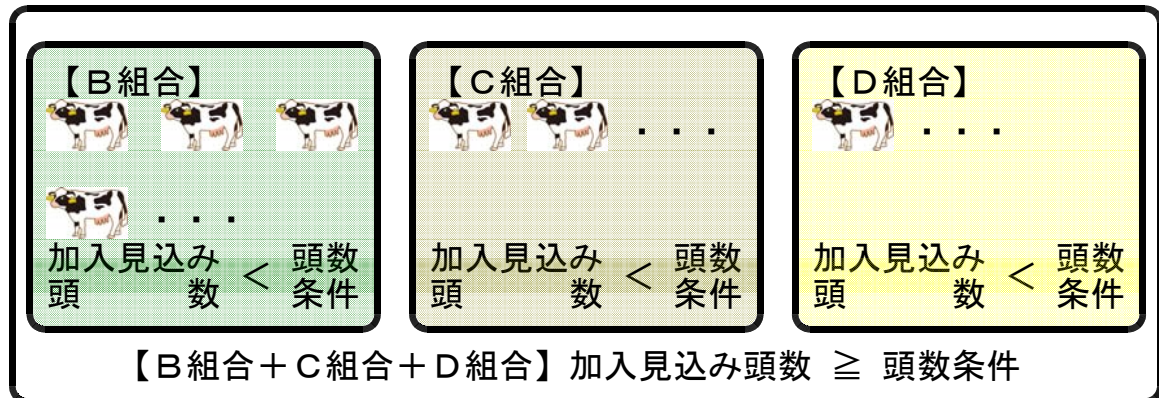
家畜共済の共済掛金標準率（甲、乙）が算出される料率地域の設定は、以下の方法による。

- ① 共済目的の種類ごとの頭数条件が満たされる場合は、組合等の区域とする。



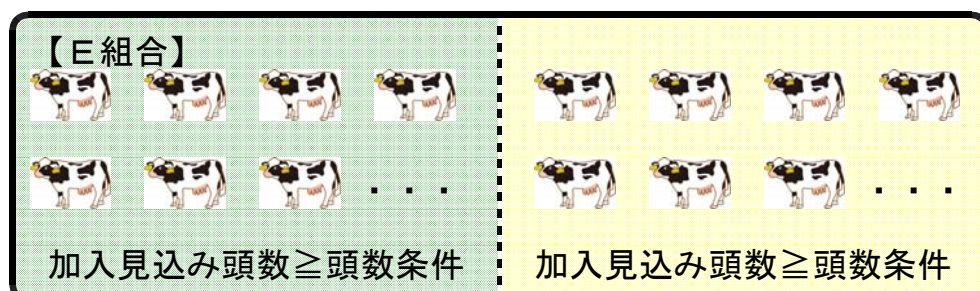
A組合の区域を料率地域に設定

- ② 組合等単独では共済目的の種類ごとの頭数条件が満たされない場合には、それが満たされるように、被害発生態様の類似した複数の組合等の区域を併せた地域とする。



B組合とC組合とD組合を併せた地域を料率地域に設定

- ③ 共済目的の種類ごとの頭数条件を満たしつつ、組合等の区域内の被害発生態様が異なる場合



E組合の区域を分けた地域をそれぞれ料率地域に設定